

金ケ崎町告示第12号

金ケ崎町省エネ家電買換促進事業補助金交付要綱を次のように定める。

令和7年1月23日

金ケ崎町長 高橋寛寿

(目的)

第1 省エネルギー性能の高い家庭用電気機械器具（以下「家電製品」という。）への買換えを促進することにより、家庭におけるエネルギー価格等の物価高騰による経済的負担の軽減及びエネルギーの利用に伴い発生する温室効果ガス排出量の削減を図るため、住宅用として省エネ家電の買換えを行った個人に対し、予算の範囲内で金ケ崎町省エネ家電買換促進事業補助金（以下「補助金」という。）を交付するものとし、その交付等に関して、金ケ崎町補助金交付規則（昭和42年金ケ崎町規則第20号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めることを目的とする。

(定義)

第2 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 省エネ家電 次に掲げる家電製品であってそれぞれに定める要件を満たすものをいう。
 - ア エアコンディショナー 日本産業規格C9901に基づく2027年度を目標年度とする省エネルギー基準達成率が100パーセント以上であること。
 - イ 電気冷蔵庫 日本産業規格C9901に基づく、2021年度を目標年度とする省エネルギー基準達成率が100パーセント以上であること。
- (2) 住宅 居住の用に供する家屋又は家屋のうち居住の用に供する部分をいい、地方税法施行令（昭和25年政令第245号）第36条第2項に規定する別荘を除くものをいう。
- (3) 既設機器 既に住宅に設置していたエアコンディショナー又は電気冷蔵庫で、買い換えた省エネ家電の設置に伴い排出されるものをいう。

(補助対象となる省エネ家電)

第3 補助金の交付の対象となる省エネ家電は、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) 既設機器と同種の家電製品に買い換えたものであること。
- (2) 新品かつ未使用のものであること。
- (3) 製造事業者による製品保証があること。
- (4) 国、地方公共団体その他の団体による他の補助を受け購入するものでないこと。
- (5) 補助金の交付の対象となる者(以下「補助対象者」という。)の住宅に設置するものであって事業の用に供するものでないこと。
- (6) リース品又はレンタル品でないこと。
- (7) 家電販売店における店頭で購入したものであること。

(補助対象者等)

第4 補助対象者は、次の各号のいずれにも該当する者とする。

- (1) 補助金の交付を申請する日において、住民基本台帳(昭和42年法律第81号)に基づく住民登録が本町になされている者
- (2) 町内に所在する現に補助対象者が居住する住宅の既存機器の買換えのため同種の省エネ家電を購入し、当該住宅に設置した者
- (3) 特定家庭用機器再商品化法(平成10年法律第97号)の規定に基づき既設機器の排出(以下「リサイクル処理」という。)を行った者
- (4) 町税の滞納がない者
- (5) 金ヶ崎町暴力団排除条例(平成24年金ヶ崎町条例第20号)第2条第3号に規定する暴力団員及び金ヶ崎町暴力団等排除措置要綱(平成24年金ヶ崎町告示第132号)第2第6号に規定する暴力団密接関係者でない者

2 補助金の交付は、補助対象者の属する世帯ごとに1回限りとし、第2第1号に掲げるいずれかの省エネ家電について、行うものとする。

(補助対象経費)

第5 補助対象経費は、省エネ家電本体の購入費用とし、次に掲げる費用は、除くものとする。

- (1) 省エネ家電を設置するために要する工事、部品、付帯設備等の費用及び運搬料
- (2) 排出する省エネ家電のリサイクル処理に要する費用

(3) 消費税及び地方消費税

(補助金の額)

第6 補助金の額は、補助対象経費に3分の1を乗じて得た額（その額に、1,000円未満の端数が生じたときは、1,000円未満の端数を切り捨てる。）とし、5万円を上限とする。

(提出書類)

第7 規則の規定により提出する書類並びに当該書類の提出部数及び提出期日は、別表のとおりとする。

(補則)

第8 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

別表（第7関係）

条項	提出する書類	提出部数	提出期日
規則第4条の規定による書類	金ヶ崎町省エネ家電買換促進事業補助金交付申請書（様式第1号）	1部	別に定める。
	1 購入計画書（様式第2号）	1部	
	2 その他町長が必要と認める書類	1部	
規則第6条第1項第1号、第2号及び第3号の規定による書類	金ヶ崎町省エネ家電買換促進事業補助金変更（中止）承認申請書（様式第3号）	1部	別に定める。
	1 その他町長が必要と認める書類	1部	
規則第13条第1項の規定による書類	金ヶ崎町省エネ家電買換促進事業補助金請求書（様式第5号）	1部	完了から30日以内又は完了に属する年度の3月31日までのいずれか早い日
	1 購入実績書（様式第2号）	1部	
	2 その他町長が必要と認める書類	1部	
規則第19条第1項の規定による書類	金ヶ崎町省エネ家電買換促進事業補助金財産処分承認申請書（様式第6号）	1部	別に定める。

様式第 1 号（別表関係）

年 月 日

金ケ崎町長 様

(申請者)

住所

氏名

電話

金ケ崎町省エネ家電買換促進事業補助金交付申請書

年度において、金ケ崎町省エネ家電買換促進事業補助金の交付を受けたいので、金ケ崎町補助金交付規則の規定に基づき、関係書類を添えて次のとおり補助金の交付を申請します。

また、金ケ崎町暴力団排除条例(平成 24 年金ケ崎町条例第 20 号)第 2 条第 3 号に規定する暴力団員及び金ケ崎町暴力団等排除措置要綱（平成 24 年金ケ崎町告示第 132 号）第 2 第 6 号に規定する暴力団密接関係者でないことを誓約します。

補助金交付申請額 金 円

様式第2号（別表関係）

購入計画（実績）書

申請者住所			
申請者氏名		電話番号	
購入（予定）の省エネ家電 に関する内容	省エネ家電の種類	エアコンディショナー ・ 電気冷蔵庫	
	メーカー名		
	製品名		
	型式番号		
	省エネ基準達成率（目標年度）	%（ 年度）	
リサイクル処理（予定）の 省エネ家電に関する内容	購入年	年頃	
	型式番号		
省エネ家電設置（予定）日	年	月	日
補助金の対象経費の総額 （本体購入価格（税抜））	金	円	
補助金交付申請額	金	円	

添付書類

（計画書の場合）

- （1） 購入する省エネ家電の見積書の写し
- （2） メーカー名、製品名及び型式番号、省エネ基準達成率（目標年度）が確認できる書類
- （3） リサイクル処理を行う省エネ家電の保証書の写し又は品質表示板が確認できる写真
- （4） その他必要な書類

（実績書の場合）

- （1） 省エネ家電設置後の状況が確認できる写真
- （2） 領収書又はレシートの写し（購入日、購入店舗、購入製品名及び型式番号、購入費用が記載されているもの）
- （3） 保証書の写し（メーカー名、型式番号等が記載されているもの）
- （4） 家電リサイクル券（排出者控え）の写し
- （5） その他必要な書類

様式第3号（別表関係）

年 月 日

金ケ崎町長 様

（申請者）

住所

氏名

電話

金ケ崎町省エネ家電買換促進事業補助金変更（中止）承認申請書

年 月 日付け金ケ崎町指令第 号で交付決定の通知があった金ケ崎町省エネ家電買換促進事業補助金について、次のとおり変更（中止）したいので、金ケ崎町補助金交付規則の規定に基づき、関係書類を添えて申請します。

変更（中止）の内容	
変更（中止）の理由	

備考 変更前と変更後を容易に比較対照できるように、適宜記載すること。

様式第4号

金ケ崎町指令第 号
年 月 日

様

金ケ崎町長

金ケ崎町省エネ家電買換促進事業補助金交付決定通知書

年 月 日付けで申請のあった金ケ崎町省エネ家電買換促進事業補助金について、下記のとおり補助金を交付することと決定したので通知します。

記

補助金交付決定額 円

様式第5号（別表関係）

年 月 日

金ケ崎町長 様

(申請者)

住所

氏名

㊞

電話

金ケ崎町省エネ家電買換促進事業補助金請求書

年 月 日付け金ケ崎町指令第 号で交付決定の通知があった金ケ崎町
省エネ家電買換促進事業補助金について、関係書類を添えて、次のとおり補助金を請求し
ます。

補助金交付決定額 金 円

今回請求額 金 円

補助金の振込先

金融機関名	(銀行・信用金庫・農協・労金)	支店名	
フリガナ 口座名義			
口座番号	普通・当座		

様式第6号（別表関係）

年 月 日

金ヶ崎町長 様

（申請者）

住所

氏名

電話

金ヶ崎町省エネ家電買換促進事業補助金財産処分承認申請書

金ヶ崎町補助金交付規則の規定に基づき、下記のとおり申請します。

記

処分する財産名等	
処分の内容 (有償・無償の別も記載)	
処分子定日	
処分の相手方 (住所、氏名又は名称、 使用の目的等)	
処分の理由	

※ 「規則第7条の規定する決定の通知」の写しを添付すること。